

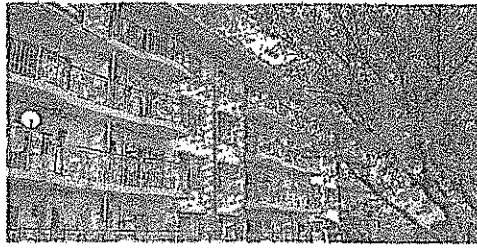
千葉・銚子娘殺害事件

生活困窮から千葉県銚子市の県営住宅の家賃を滞納し、立ち退きの強制執行当日にシングルマザーの母親(44)が一人娘を殺害した事件。千葉地裁(佐々木一夫裁判長)は12日、懲役7年(求刑14年)の判決を出しました。裁判を通じて浮かび上がったものは――。

(岩井亜紀)

事件レポート

事件があった県営住宅
千葉県銚子市



同居宅に入居。隣の学校の給食センターのパートと児童扶養手当などで年収約100万円でした。

パート収入は学校の休みに左右され、児童扶養手当は年3回の支給であるなど月々安定した収入が得られず、11年末ごろから家賃の支払いが遅れがちに。県は13年3月31日、入居許可を取り消します。

母親は昨年9月24日、自宅で長女(当時13)の首を絞めて殺害しました。弁護士によると、殺害当時、手元には、わずか4千円程度しかありませんでした。

「娘さんは普段、かわいい服を着ていた。出かけるときはいつも

収入 安定せず
母子は2007年に

判決によると、母親は同年2月、長女の中入学準備のためヤミ金融に借り入れをして以降、毎月4万円以上の返済をし続けるよう

半年前に役所に2度相談 生活保護受けられず

になりました。

両親と絶縁状態

元夫からは月3万円程度の送金があるだけで、両親との関係は、無断で実家の土地を元夫の借金の担保にしたため絶縁状態で、経済的支援を受けていないことが、公判で分かりました。

また母親は2月ごろ、隣接する社会福祉課を紹介しました。ところが、面接した職員は、生活困窮が明らかなのにもかかわらず、生活保護の説明をただけでした。

理由について「母親が」身近に頼りにできる者もおらず、長年にわたり生活に困窮する中、強制執行によって住む場所を失うことが現実になることを知り、自分が死ぬしかないという心境にまで精神的に追い込まれた状況で、突発的に犯行にいたっている」と述べ、指摘します。同調査団

る、市役所に生活保護の相談をしましたが、職員は、パートの仕事を理由に申請させなかったことも公判で明らかになりました。

また母親は2月ごろ、隣接する社会福祉

母親は最終陳述(10日)で、こう述べました。「娘を」誰よりも愛し、大切に育ててきたのに、なぜこんなことをしたのかかわからなままです。こんなママでごめんなさい」

子ども・女性の貧困 住宅の減免制度や自己を研究する立教大学 破産の情報を伝えるな湯澤直美教授の話 今、事件を防ぐ手だて回のような母子家庭の がなぜ講じられなかつたのか。行政の相談コーナーです。母子生活支援システムの改善は急務で

行政の相談システム改善を

子ども・女性の貧困 住宅の減免制度や自己を研究する立教大学 破産の情報を伝えるな湯澤直美教授の話 今、事件を防ぐ手だて回のような母子家庭の がなぜ講じられなかつたのか。行政の相談コーナーです。母子生活支援システムの改善は急務で

| | | |
|-------|--------|---------------------------|
| 2007年 | 12月20日 | 入居 |
| 2011年 | 未定 | 家賃滞納 |
| 2012年 | 3月23日 | 事情聴取通知 |
| 2013年 | 2月 | ヤミ金融から借り入れ |
| | | 銚子市役所訪問(生活保護) |
| | 3月5日 | 明け渡し請求 |
| | 3月31日 | 入居許可の取り消し |
| | 4月 | 長女が中入学 |
| | 4月5日 | 銚子市役所訪問(国保の短期証発行、生活保護の相談) |
| | 7月19日 | 明け渡し訴訟提訴 |
| | 10月18日 | 判決(県庁の勝訴) |
| 2014年 | 8月27日 | 強制執行催告 |
| | 9月24日 | 母親が長女殺害 |
| | | 強制執行 |